

規則

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十六号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、
「（白署又は記名押印）」を削り、

「法人にあつては、主たる
事務所所在地、名称及
び代表者の氏名並びに代
表者の印」
を
「法人にあつては、主たる
事務所所在地、名称及
び代表者の氏名」
に改める。

様式第二号及び様式第三号中「（白署又は記名押印）」を削り、

「法人にあつ
事務所所
び代表者
表者の印

ては、主たる
在地、名称及
氏名並びに代
表者の印」
を
「法人にあつては、主たる
事務所所在地、名称及
び代表者の氏名」
に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の河川法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。